

「松平定信ゆかりの地 福島県白河市」ロゴマーク及び
マスコットキャラクター「さだのぶくん」使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「松平定信ゆかりの地 福島県白河市」をPRするロゴマーク及びマスコットキャラクター「さだのぶくん」(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ロゴマーク等の使用は、大河ドラマ『べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～』に松平定信が登場することから、ゆかりの地である福島県白河市の魅力を全国に発信するとともに、地域の活性化及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

(権利)

第3条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、白河市に属する。

(使用資格)

第4条 何人も、次条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 白河市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の個人又は法人その他の団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営むものが使用する場合
- (6) ロゴマーク等を使用しようとするもの(使用者が法人である場合にあっては、当該法人の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものである場合
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると市長が認める場合

(使用申請と承認)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとするものは、事前に使用申請フォームへ必要事項

を入力し、ロゴマーク等の使用状況が分かるもの（様式自由）を添付の上、市長へ申請を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 白河市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項により提出された申請等の内容の審査を行い、承認する場合は申請者にロゴマーク等のデータを提供する。この場合において、市長は使用にあたり条件を付すことができる。

3 前項によるロゴマーク等の提供を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。

（使用料）

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める、「松平定信ゆかりの地 福島県白河市」ロゴマーク等使用マニュアルの規定に従うこと
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと
- (3) 白河市が製造又は販売をする物品等と誤認されるようなロゴマーク等の使用をしないこと
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと
- (5) ロゴマーク等の使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (6) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要領の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること
- (7) その他各種法令を遵守すること

（完成品の確認）

第8条 使用者は、速やかに使用報告フォームに必要事項を入力し、第5条第2項の規定によりロゴマーク等の使用の承認を受けた物品等の完成品写真又は物品等の状況が分かるもの（様式自由）を添付の上、市長に提出しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第9条 使用者が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要領の規定に違

反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、白河市はその責任を一切負わない。

（報告義務）

第10条 市長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

（情報の公開）

第11条 市長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

（損失補償等の責任）

第12条 白河市は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、白河市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により白河市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を白河市に賠償しなければならない。

4 使用者がロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、白河市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年1月23日から施行する。